4　法第二十三条の二第三項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　居住建物の一部が賃貸の用に供されている場合（第三号に掲げる場合を除く。）　イに掲げる価額にロに掲げる割合を乗じて計算した金額

イ　当該居住建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この項において同じ。）の相続開始の時における配偶者居住権が設定されておらず、かつ、当該居住建物が当該賃貸の用に供されていないものとした場合の時価

ロ　当該居住建物の床面積のうちに当該賃貸の用に供されている部分以外の部分の床面積の占める割合

二　被相続人が居住建物の敷地の用に供される土地を相続開始の直前において他の者と共有し、又は居住建物をその配偶者と共有していた場合（次号に掲げる場合を除く。）　イに掲げる価額にロに掲げる割合を乗じて計算した金額

イ　当該土地の当該相続開始の時における配偶者居住権が設定されていないものとした場合の時価

ロ　当該被相続人が有していた当該土地又は当該居住建物の持分の割合（当該被相続人が当該土地の持分及び当該居住建物の持分を有していた場合には、これらの持分の割合のうちいずれか低い割合）

三　居住建物の一部が賃貸の用に供されており、かつ、被相続人が当該居住建物の敷地の用に供される土地を相続開始の直前において他の者と共有し、又は当該居住建物をその配偶者と共有していた場合　第一号イに掲げる価額に同号ロに掲げる割合及び前号ロに掲げる割合を乗じて計算した金額

第十条の二中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の二を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　租税特別措置法第七十条の六の十第一項（個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除）の規定

第十八条第二号中「次条第十三号」を「次条第十四号」に改める。

第十九条中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　配偶者居住権の目的となつている建物及びその敷地

第三十三条第一項第一号中「翌期控除事業税相当額」を「翌期控除事業税等相当額」に、「）の額」を「）の額及び当該事業税の額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した特別法人事業税の額の合計額」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第一号の規定により計算した当該社団等の事業税の額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の規定を適用して計算した特別法人事業税の額

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第四条の十四第一項の改正規定及び第四条の十五第一項の改正規定並びに次項の規定　平成三十一年七月一日

二　目次の改正規定、第五条の八に見出しを付する改正規定、第三章中同条を第五条の九とし、同条の前に一条を加える改正規定、第十八条第二号の改正規定及び第十九条の改正規定　平成三十二年四月一日

三　第一条の十第五項の改正規定及び第三十三条第一項の改正規定　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の施行の日

（経過措置）

2　改正後の相続税法施行令第四条の十四第一項及び第四条の十五第一項の規定は、平成三十一年七月一日以後に開始する相続に係るこれらの規定の遺留分侵害額の請求があった場合について適用し、同日前に開始した相続に係る改正前の同令第四条の十四第一項又は第四条の十五第一項の遺留分による減殺の請求があった場合については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

消費税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十九号

消費税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の施行に伴い、並びに消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第八条第九項及び第十項、第三十条第十二項、第六十条第八項並びに附則第十九条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第二項第一号中「この条及び次条」を「第十八条の四まで」に、「から第十八条の四まで」を「及び次条第一項」に改める。

第十八条の四の見出しを「（臨時販売場を設置する事業者に係る承認の申請手続等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第八条第九項の承認を受けようとする事業者は、財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

第十八条の四第二項中「臨時販売場を設置する場所として不適当と認める」を「申請者が次に掲げる要件を満たさない」に改め、同項に次の各号を加える。

一　臨時販売場（法第八条第八項の規定により輸出物品販売場とみなされる同項に規定する臨時販売場をいう。次号、次項及び第六項において同じ。）における免税販売手続に係る事務を的確に遂行するための必要な体制が整備されている事業者として財務省令で定める者であること。

二　法第八条第七項の規定により輸出物品販売場の許可を取り消され、又は次項の規定により同条第九項の承認を取り消され、かつ、その取消しの日から三年を経過しない者でないことその他臨時販売場を設置する事業者として特に不適当と認められる事情がないこと。

第十八条の四第三項中「の規定により事前承認港湾施設」を削り、「を設置する場所」を「における免税販売手続」に改め、「事前承認港湾施設に係る同項の」を削り、同条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、同項に規定する期間を七月を超える期間とする変更があつたときは、変更前の期間に限り、同項の規定の適用があるものとする。

第十八条の四第六項を削り、同条第七項中「同項の承認に係る事前承認港湾施設につき同条第八項の規定の適用を受けること」を「臨時販売場の設置」に、「同条第九項」を「同項」に改め、同項を同条第六項とする。

第四十六条第一項中「第五十条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第四十九条第二項中「この条」の下に「、次条第二項」を加える。